



**大阪市営住宅内清涼飲料水
自動販売機設置事業者募集要項**



令和 7 年 7 月
大阪市都市整備局

目 次

ページ

1 募集対象物件	1
2 応募資格要件	1
3 自動販売機の設置条件等	3
4 応募申込手続	6
5 価格提案書の提出及び審査	7
6 使用許可に関する説明会	9
7 使用許可申請の手続き	9
8 設置予定事業者の決定の取消し	9
9 その他	10
公募から使用許可の開始までの流れ	11

〈別添資料〉

○自動販売機設置位置図

○様式

〔 応募申込書 ・ 誓約書 ・ 質疑書 ・ 価格提案書 ・ 委任状 ・
行政財産使用許可申請書 ・ 大阪市行政財産使用許可書 〕

大阪市営住宅内清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市都市整備局が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、各事項をご承知のうえ、お申込みください。

1 募集対象物件

募集番号	物件番号	所在地番 (住居表示)	設置場所	台数	課税	最低使用料 単価/台 (月額・税抜)	募集番号別 最低使用料 (月額・税抜)
1	1-1	浪速区浪速東3丁目10番	浪速東住宅	1台		3,000円	3,000円
	1-2	平野区长吉出戸7丁目3番	長吉出戸第2住宅	1台	○	3,000円	3,000円

- ※1 募集番号単位での募集です。物件番号ごとの申し込みはできません。
- ※2 最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。《上記一覧表の課税欄に「○」印のあるもの》
なお、使用許可期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。
- ※3 設置場所及び近隣の市営住宅の自治会から、新たに設置の要望があったときは、本市から設置業者に意思確認を行い、設置事業者が希望する場合は追加の使用許可を行います（この場合の追加分の使用料は、当該住宅の既設自動販売機と同じ単価とします）。なお、設置事業者は追加設置を断ることも可能です（断っても次回の応募資格等に影響はありません）。

2 応募資格要件

個人及び法人。ただし、次に該当する方は申し込みの資格がありません。

- (1) 本募集要項の内容に抵触する利用を計画する者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有しない者
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていない者
- (5) 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納があること
- (6) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (8) 都市整備局が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2)暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3)暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1)自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2)暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3)前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5)事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にある者であつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6)前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用許可条件及び使用料等

ア 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、本市から行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

イ 設置する自動販売機の機種

・設置する自動販売機については、「大阪市グリーン調達方針」の別表「特定調達品目及びその判断基準等」を満たすものとします。

・災害対応型であること。設置事業者は、災害時には避難者等に対し、設置事業者の判断により無償提供に切り替えて、自動販売機内の全ての在庫飲料を無償で提供してください。（なお、災害時とは、大阪市地域防災計画により市災害対策本部を設置する場合を想定していません。）

また、有事に備え、自動販売機内の在庫飲料の無償提供を行うための機械等の操作を円滑に行うことができるよう、設置事業者は定期的に当該自動販売機の保守点検等を実施してください。

ウ 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年10月1日から令和8年3月31日とします。なお、設置事業者の瑕疵により自動販売機の設置が間に合わない場合についても、許可期間の始期を変更することはありません。

・使用許可期間満了の30日前までに書面により本市に継続申請を行い、許可を得たうえで、1年度単位で更新ができるものとします。

・更新については、当初の使用許可開始日から通算4年6か月（令和12年3月31日まで）を超えることができないものとします。

※本市の土地建物活用上の理由や自治会からの撤去希望等により、必ずしも更新ができるものではありません。また、使用許可書に違反している場合や、上記イの基準を満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

・更新を希望しない場合は、使用許可期間満了の3か月前までに、書面にて更新辞退の意思表示をしてください（なお、辞退書面提出前になるべく早くご一報ください）。また、その際は本市の指示に従って売上高等必要な事項を報告していただきます。その内容は次回公募の際に参考とし、公表することがあります。

※本公募における募集番号内の特定の住宅のみの更新辞退は認められません。

・使用許可期間中で、自己都合により使用許可が取り消しとなった場合は、次回の募集に応募することはできません。

エ 使用料

募集番号ごとに、本市が設定する最低使用料単価以上で、かつ最高金額をもって有効に価格提案されたものを使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。使用料は、別途発行する納入通知書により、本市が定める納入期限までに一括で納入しなければなりません。なお、公共又は公共用に供する必要が生じ、使用許可を取り消した場

合を除いて、既納の使用料は還付しません。

オ 保証金

免除します。

カ 経費等

・本件自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、維持管理費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

・光熱水費は設置事業者の負担とします。

・電気の引込・需給契約について、設置事業者は原則として電力供給事業者と新たに個別の契約を行ってください。

なお、電力供給事業者から個別の契約が認められない場合または自治会が分岐方式を希望する場合は、共用電灯（自治会等名義）からの分岐による電気需給について、本市及び自治会等と事前に協議するものとします。分岐を行う場合、設置事業者は計量法に基づく検定有効期間内の子メーターを設置し、自治会等に対して使用電力量に応じた電気料金の支払を原則としますが、支払方法等については自治会等と協議を行っていただきます。

キ 営業開始のための工事等

事前に本市等と協議するとともに、各住宅の自治会及び住宅管理センター等に工事内容及び日程の周知を行っていただきます。

なお、工事開始は使用許可の開始以後とします。

ク その他

・市営住宅や共同施設等の改修工事や建替え工事等により、使用期間内に自動販売機を移設又は撤去していただく場合があります。この場合においては、本市は一切の補償をいたしません。

・原則として夜間・早朝（午後10時～翌午前6時）は、自動販売機照明の消灯を行っていただきます。

・設置場所及び近隣の市営住宅の自治会から、新たに設置の要望があったときは、本市から設置業者に意思確認を行い、設置業者が希望する場合は追加の使用許可を行います（この場合の追加分の使用料は、当該住宅の既設自動販売機と同じ単価とします）。なお、設置業者は追加設置を断ることも可能です（断っても次回の応募資格等に影響はありません）。

(2) 使用上の制限

ア 本市の指定した位置に、指定した台数の自動販売機を設置すること。ただし、自治会要望その他の事情により、本市から設置位置の変更を指示する場合がある。

イ 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

ウ 「2 応募資格要件」にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。

エ 自動販売機を第三者に使用させてはならない。

オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路について、大阪市から指示があった場合はこれに従うこと。

カ 販売品目は、飲料品（乳飲料を含む。）とすること。

キ 酒類の販売は行わないこと。

(3) 維持管理責任

- ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ウ 自動販売機付近についても放置された空き缶等を週に1回以上回収し、自動販売機付近の美化を図ること。
- エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- オ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。
- カ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、自動販売機の故障、問い合わせ等については、設置事業者の責任において対応し、苦情等がないよう努めること。

(4) 損害賠償

- ア 設置事業者は、その責任に帰すべき事由により、使用物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用物件を原状に復した場合は、この限りではありません。
- イ 上記アに定める場合のほか、設置事業者は、大阪市行政財産使用許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- ウ 設置事業者は、本件自動販売機の設置及び管理にあたって本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置事業者の責任においてその損害を賠償しなければなりません。

(5) 原状回復

物件の返還時には、本市が承認する場合を除き、本物件を原状回復してください。

(6) 前記(1)、(2)に定める物件の使用状況を確認するため、本市が実地調査し、又は所要の報告を求めることがあります。その場合は協力する義務があります。

また、本市の事務事業遂行上必要となる場合は、本市職員等による物件内への立ち入り・調査等を求めることがあります。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和7年7月28日(月)～令和7年7月30日(水)
午前9時30分～正午、午後1時～午後5時30分
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

〒530-8201
大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所1階)
大阪市都市整備局住宅部保全整備課

(3) 申込みに必要な書類

ア 応募申込書(本市所定様式 A4サイズ両面)

イ 誓約書(本市所定様式 A4サイズ両面)

※ホームページから表面と裏面を別々にダウンロードした場合は、必ず実印の割印を押してください。

ウ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

エ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」に限ります)

※ウエについては、発行後3か月以内のものに限ります。

オ 国税及び大阪市税(直近1年度分の個人又は法人等の市民税、固定資産税、都市計画税(土地・建物))(大阪市内に本社・事業所等がない場合には本社所在地における市町村税)の未納の税額がないことの証明書の写し

※国税は納税証明書(その3)(未納税額がないことの証明)に限ります。

カ 事業概要

<法人>会社概要

<個人>創業日、事業内容、実績等がわかるもの

キ 「2 応募資格要件」にかかる許認可等を受けていることを証する書類

※ 本市が応募の受付に際し取得する個人情報、本物件の使用許可関係事務のために収集するものであり、事務の目的外の利用・保有については、個人情報の保護に関する法律、及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例により制限されています。

※ 提出された書類により、応募の資格がないと判明した場合は、その旨通知します。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。(送付(郵送、宅配便など)、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

なお、応募申込書等に不備があれば、受付は無効となる場合があります。

(5) 質疑書の提出及び回答

ア 質疑書受付期間

令和7年7月15日(火)～令和7年7月18日(金) 午後5時まで (必着)

イ 提出方法

質疑書(本市所定様式)により、上記受付期間内に電子メールまたは送付(郵送、宅配便など)のいずれかの方法で提出してください。

- ・電子メール送信先 ka0016@city.osaka.lg.jp (大阪市都市整備局住宅部保全整備課)
※kaの後ろの「0016」のみ半角数字です。
- ・送付の場合は、「4 応募申込手続」(2)に記載の住所あてに送付してください。

ウ 質疑書への回答予定日

令和7年7月24日(木) 午後5時

エ 回答方法

質疑内容及び回答を大阪市ホームページに掲載します。

5 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和7年8月7日(木)

午後1時30分から2時までに価格提案書を入札室(下記参照)で提出していただき、午後2時から価格提案審査を行います。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階 都市整備局入札室



- (3) 当日持参するもの
- ア 価格提案書（本市所定様式 A4サイズ片面）
※消えない黒ボールペンで価格提案書審査の当日日付を記載すること。
 - イ 委任状（代理人により応募しようとする場合）
 - ウ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状の「受任者欄」に押印した代理人の印鑑）
- (4) 価格提案書の提出方法
- ア 応募者は、価格提案書に必要な事項を記入するとともに、記名し実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した代理人の印鑑）を押印のうえ、入札箱に投函してください。
 - イ 価格提案は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書（委任状の「受任者」欄に押印した印鑑を押印）と一緒に入札箱に投函してください。なお、価格提案書への押印は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑としてください。
- (5) 応募価格の表示
- 応募価格は、物件番号ごとの月額使用料（税抜き）及びそれらの合計額を表示してください。
- なお、月額使用料（税抜き）は自動販売機1台当たり3,000円以上としてください。
- (6) 価格提案書の書換え等の禁止
- 応募者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (7) 価格提案審査
- ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。
 - イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
 - ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、価格提案審査の結果について異議を申し立てることはできません。
- (8) 価格提案書の無効
- 次のいずれかに該当するものは、無効とします。
- ア 自動販売機1台当たりの応募価格が3,000円を下回るもの。
 - イ 応募価格の合計額が、本市が設定する最低使用料を下回る価格によるもの。
 - ウ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
 - エ 指定の日時まで提出しなかったもの。
 - オ 応募者の記名または実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した代理人の印鑑）の押印がないもの。
 - カ 所定様式の価格提案書を用いないで提案したもの。
 - キ 同一募集番号について応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
 - ク 同一募集番号について応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
 - ケ 同一募集番号について他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときは、その全部のもの。
 - コ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。

- サ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- シ 応募価格の合計金額の不一致等、内容に不整合があるもの。
- ス 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- セ その他価格提案に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、募集番号ごとに、本市が設定する最低使用料単価以上で、かつ最高金額をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。この際に、価格提案書に押印した印鑑が必要です。

当該応募者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者及び決定価格、並びに設置予定事業者以外の応募者名及び応募価格を発表します。設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募者に公表します。

決定後は、設置予定事業者名及び決定価格をホームページに掲載します。

決定価格（年額であれば使用料）は、次回公募の際に、参考として公表することがあります。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可に関する説明会

- (1) 設置予定事業者に対しては、価格提案審査終了後引き続き、今後の手続の説明会を行います。
- (2) 説明会には、設置予定事業者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (3) 正当な理由なく説明会に出席されない場合は、設置予定事業者の資格を取り消します。

7 使用許可申請の手続き

設置予定事業者は、使用許可申請の手続きを令和7年8月22日(金)までに行ってください。
なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ア 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- イ 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ウ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不相当と認められる場合。

9 その他

- (1) 応募申込等の手続きに関する一切の費用については、申込者の負担となります。
- (2) 使用料については、次の納入期限までに本市発行の納入通知書により全額を一括納付していただきます。

期 間	納 入 期 限
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで	令和7年9月30日

- (3) 本募集要項に定めのない事項は、土地利用に関連した法令、地方自治法、同施行令、大阪市財産条例等の関連諸法令に定めるところによって処理します。

問い合わせ先

大阪市 都市整備局 住宅部 保全整備課
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所1階
TEL (06) 6208-9274
E-mail ka0016@city.osaka.lg.jp
※kaの後ろの「0016」のみ半角数字です。

公募から使用許可開始までの流れ

